

事業系ごみ・資源物の処理方法

事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。八王子市の清掃工場へ搬入できるのは、「事業系一般廃棄物」のみです。

プラスチックなどの「産業廃棄物」は搬入できません。

下記に示した代表的な品目のほとんどが分別すれば資源化できます。地球環境を守り、資源の枯渇を防ぐためにも分別をしてできる限りの資源化にご協力を！



品目別処理フローチャート

※事業系一般廃棄物に区分されている品目でも、製造業など特定の業種から排出される場合は産業廃棄物となります
 ※家庭ごみとは区分が異なります。

主な品目	代表的なごみ
事業系一般廃棄物	紙類 ダンボール 書類 新聞 シュレッダー 封筒・はがき 名刺 菓子箱 など
	生ごみ 調理残さ 食べ残し 売れ残り など
	木くず 古布 剪定枝 木製品 洋服 布 など
産業廃棄物	プラスチック類 弁当容器 ビニール袋 プラスチック製品 ラップ類やトレー 発泡スチロール など
	びん・缶 ペットボトル びん 缶 ペットボトル など
	金属類 刃物 アルミホイル スプレー缶 はさみやクリップ など
	ガラス 陶磁器類 コップ 植木鉢 茶碗 など
	廃油 食用油 エンジンオイル など
	電池 電池 充電式電池 など
	その他 ロッカー 机・椅子 蛍光灯 など